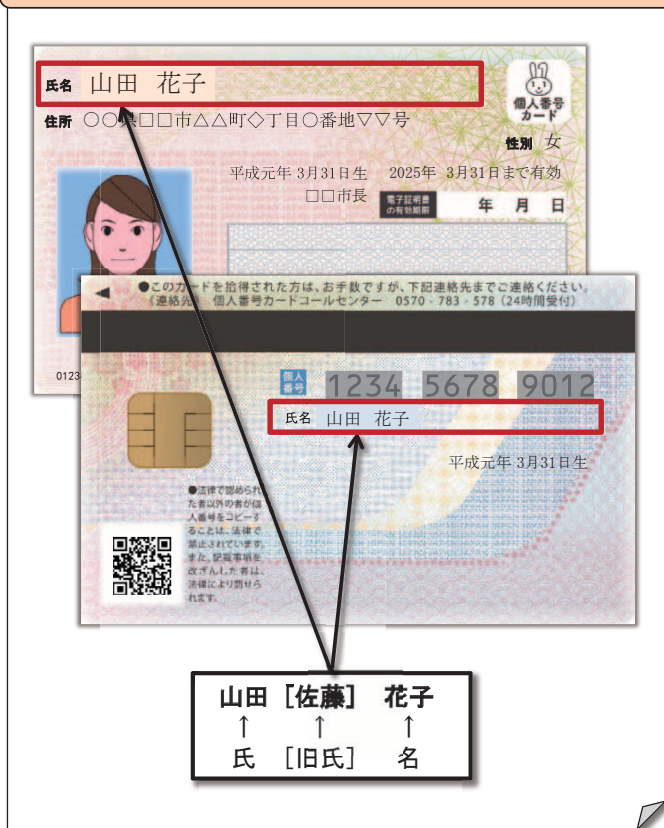


11月5日から 住民票、マイナンバーカード、印鑑登録などに 旧姓(旧氏)が併記できるようになります

個人番号カードにおける旧氏記載の位置



▶旧姓(旧氏)とは？

その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

▶住民票、マイナンバーカード、印鑑登録などに旧姓(旧氏)を併記する手順

- ①旧姓(旧氏)が確認できる書類(戸籍謄本など)を用意し、市民課・各支所で申請してください。
- ②申請の際には、本人確認書類(例：運転免許証など)が必要です。併せてご持参ください。

※旧姓(旧氏)を併記したい場合は、当該旧姓(旧氏)の記載されている戸籍謄本などから現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本などが必要です。

※印鑑登録は旧姓(旧氏)の印鑑が登録できるようになります。



▲総務省ホームページ

詳しくは、総務省のホームページ「住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について」または市のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードを作りませんか

マイナンバーカードがあれば

いざとなった時に役立つ、あると便利なカードをぜひこの機会に申請してください。

- 運転免許証などと同様に写真入りの公的身分証明として使えます。
(運転免許証をお持ちでない方、または返還された方にオススメです。)
- マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。
- e-taxなどを利用した確定申告や「マイナポータル」の行政サービスにログインできます。

マイナンバーカードとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ番号で、社会保障、税、災害対策の分野で利用します。各種行政手続きのほか、税の確定申告などの法律に定められた事務に限りマイナンバーを確認する必要があります、その証明するものとして「通知カード」と「マイナンバーカード」があります。

※通知カード単独では身分証明(本人確認書類)にはなりません。